

# 夕張市デマンド交通等導入検討調査業務公募要領

## 1 事業名

夕張市デマンド交通等導入検討調査業務

## 2 調査趣旨

長らく炭鉱の街として栄えてきた本市は、国のエネルギー政策の転換等の影響により、人口減少が続き、現在は約1万人まで減少している（ピーク時11万7千人（昭和35年））。また、区域の大半を林野が占める地形や、旧炭鉱毎に地区が点在しているため、今後更なる人口減少が想定される中、これまでのまちづくりを維持・継続することが困難となっている。

本市では、このような現状を踏まえ、概ね20年後の長期的な将来都市像を見据えた「夕張市まちづくりマスタープラン」（平成24年3月）を策定し、人口規模に見合った集約型のコンパクトシティの形成を目指しているが、その実現には持続可能な新たな公共交通体系の構築が大きな課題となっている。

DMVの導入計画は「実証運行」による見直し・精査が必要であり、「実証運行」についての「実験計画」の検討及びデマンド交通の「導入社会実験（試験導入のプレ段階）」を通じて「経費見通し」「利用者数の予測」を行うことで、導入可能性の総合的な判断を計画している。

さらに、DMVの導入に伴い、市内の地域分布の特性から公共交通全体に影響を与えることが想定されることから、交通事業者や関係機関との協議のもと、デマンド交通等について夕張市の地域特性への適用性の評価、利用者層人口の地域分布の算出を行い、「どの地域で」「誰が」「どのようなサービスを提供できる可能性があるか」をデマンド交通での移動先を検討しながら運行方法を検討する。

## 3 委託契約期間

契約の日から平成26年3月31日（月）まで

## 4 委託金額の上限

3,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、この金額は予定価格ではない。

## 5 業務受託候補者の選定方法

この事業の業務受託者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。受託を希望する場合には、別様式の企画提案書により、具体的に提案するものとする。

業務受託者の選定は、企画提案書の提案者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を委託契約候補者とする。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用は、全て参加者側の負担とする。

## 6 企画提案しようとする者へ要求する資格

- (1) 適正に業務を遂行するため、過去に本調査業務と類似する業務の履行経験があること。
- (2) 業務の確実な実施のため、責任者のほか業務に従事できる者が2名以上確保できる体制があること。

## 7 企画提案書の提出等

### (1) 提出書類

企画提案書（別紙様式）

### (2) 提出期限

平成 25 年 6 月 28 日（金）17 時までに持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）により提出願います。

### (3) 提出部数

正本 1 部と副本 12 部

### (4) 提出先

夕張市地域公共交通協議会事務局（夕張市まちづくり企画室内）

〒068-0492 夕張市本町 4 丁目 TEL0123-52-3141（直通） 担当 押野見、今中

### (5) ヒアリング

企画提案書のヒアリングを行うこととし、その日時、場所、留意事項等は別途通知する。

### (6) 質問

企画提案書の記載にあたっての質問は、平成 25 年 6 月 18 日（火）17 時までに上記(4)の提出先で受け付ける。

## 8 選定基準

### (1) 業務処理体制等

ア 主な業務経歴（同種又は類似業務）

イ 総括責任者及び業務担当者の能力・経歴等

ウ 業務実施体制

### (2) 企画提案の内容

ア デマンド交通等の導入に関する検討・調査の考え方・方法

イ 公共交通の利用促進に関する考え方・方法

### (3) 業務スケジュール

## 9 無効となる企画提案書

提出方法・提出先・提出期限に適合しないもの、記載すべき事項が記載されていないもの、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの、虚偽の内容が記載されているもの又はヒアリングに参加しない場合は無効とする。

## 10 支払条件

前金払いは行わない。

## 11 契約手続き等

### (1) 契約の締結

業務仕様書を作成した上で、委託契約を締結する。

仕様書の内容は、委託契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となるが、委託契約候補者との協議により最終的に決定する。

なお、協議が整わない場合には、審査結果において次点の候補者と協議する。

(2) 契約保証金

原則として契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付を要するが、免除する場合がある。

## 12 その他

(1) 提出された企画提案書は、返却しないほか、情報公開請求等により公表する場合がある。

(2) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがある。

(4) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。

## 13 問合せ先

問合せ先は上記7(4)の提出先に同じ